

4区候補 佐々木ありみ

(質問1) エネルギー政策は国の根幹にかかわるものです。風力発電と再生可能エネルギーについて質問します。お考えに近いもの(複数可)を選んでください。

- ① 再生可能エネルギーとしての風力発電の導入は、積極的に行うべきだ。
- ② 風力発電の導入に関して、環境負荷や住民合意をみながら、慎重に行うべきだ。
- ③ 風力発電の導入に関して、日本という狭い国土や風況を考えると、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。
- ④ 再生可能エネルギーよりも、原子力発電により安定した電源を確保するべきだ。
- ⑤ 再生可能エネルギーよりも、火力発電により安定した電源を確保するべきだ。
- ⑥ その他 ()

選択した回答の理由を教えてください。

利益最優先の巨大風力発電やメガソーラーによる乱開発が、森林破壊や土砂崩れなどの自然環境の破壊、住環境の悪化や健康被害の危険を広げています。

再エネは①環境を守る規制を強化し、乱開発をなくす②「新たな開発」ではなく既存の訪設・建築物・未利用地などの活用を推進することが必要です。

FIT法にある「事業者による住民との適切なコミュニケーションは「努力義務」ではなく「義務」として、住民合意が義務になる法規制が必要です。

(質問2) 風力発電を導入する場合、環境アセスメントの手続きにより、環境負荷を低減した開発が求められます。現在の環境アセスメントは事業者が自主的に行うもので、行政は助言するだけ、市民は意見を述べるだけで、強制力はない制度となっています。(特記：近年注目の洋上風力発電においては、海の生態系について調査・方法が未確立との理由から環境アセスメント調査をしないままに進められています。)

アセスメントについて、質問します。もっとも近いものを選んでください。

- ① 現状のアセスメントには全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 現状のアセスメントは手続きに時間がかかる。もっと簡略化するべきだ。
- ③ 現状のアセスメントでは十分に環境に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ その他 ()

選択した回答の理由を教えてください。

乱開発の規制が必需。環境アセスメントなど法体系の強化と住民合意の義務化が必需。現状は大型開発を許すもので、故意に事業を分割して「アセスメント逃れ」をする事業者も現れています。低周波音の評価も入れることを求めます。本来あるべき社会的規制を加えるよう技術的改定を求めます。

(質問3) 低周波音による人体への影響については、風力発電施設に限らず、道路交通の騒音やエコキュートの騒音などが、以前から指摘されています。例えば、「低周波音被害について医学的な調査・研究と十分な規制基準を求める意見書」(2013年12月 日本弁護士連合会)があります。低周波音による人体への影響についてもっとも近いものを選んでください。

- ① 低周波音の人体への影響の評価等に問題があるという認識はない。
- ② 低周波音の人体への影響の評価についてはむしろ過剰な面もあるため、もっと緩和するべきだ。
- ③ 低周波音の人体への影響については、十分に調査が行われていないという認識だ、調査や見直しも必要だ。
- ④ その他 ()

選択した回答の理由を教えてください。

低周波音は、音圧が大きければ人を含めた生物に大きな影響を及ぼしかねません。めまい、はきけ、耳鳴り、頭痛や不眠などが懸念されます。十分な調査と、低周波音の騒音基準の設定、アセスメント評価に入れるなどの見直しを求めます。集中立地地域では、累積的影響も必ず検証・考慮すべきです。

(質問4) 風力発電施設が鳥類など自然環境に影響を与えるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

- ① 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
- ③ 鳥類など自然環境に対する現行の対策・基準は十分に自然環境に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。

④ その他 (

)

選択した回答の理由を教えてください。

自然環境に対する影響について徹底した実績調査をすべきです。

地球温暖化対策推進法に、「促進エリア」だけでなく自然環境や生活環境を「保全エリア」も指定すべきです。適切なゾーニングや無謀な開発を規制し、影響が大きい地域には再エネ設備を建設できないよう規制する仕組みが必要で、同時に、有権者、自然保護関係者、地域住民らの意見が反映される実効性のある仕組みを求めます。

(質問5) 風力発電施設の景観への影響について、現状に課題があるという指摘があります。もっとも近いものを選んでください。

- ① 現状の景観に関する基準は全く問題がなく、特に見直しは必要ない。
- ② 現状の景観に関する基準は厳しすぎる。もっと緩和するべきだ。
- ③ 現状の景観に関する基準は十分に住民や観光に配慮したものと言えない、見直しが必要だ。
- ④ 風力発電では景観に関する問題があるため、別の再生可能エネルギーに力をいれるべきだ。
- ⑤ その他

選択した回答の理由を教えてください。

景観に与える影響は科学的知見に基づく可視化が必要、住環境や景観コミュニティの維持と改善へ、住民合意の義務化が必要。
地域外の特定企業による身勝手な利潤追求の道具とされてはいけません。

(質問6) 北海道第4区では、再エネ海域利用法による洋上風力発電の有望な区域として「石狩市沖」「岩宇・南後志地区沖」「島牧沖」の3区域が選定されました。

離岸距離が近すぎて健康影響が懸念されるだけでなく、景観や自然環境を破壊し、沿岸漁業や住民生活への影響も懸念されています。石狩湾、積丹半島、弁慶岬周辺、茂津多岬周辺は「生物多様性保全の観点から重要度の高い海域（沿岸域）」に指定されています。野生生物にとっても、漁業資源にとっても重要な海域に間違いありません。海洋生物への影響の予

測をしなくとも、強引に進めてられてしまう風力発電事業に疑問を感じています。このことについて、どうお考えですか？

基本は「住民が主人公」の立場をあらゆる段階で貫くべきです。

進め方に大きな問題があります。事業者が立案・計画の段階から自治体、地域住民、自然保護関係者、専門家など広く利害関係者へ情報を公開・検証することと、住民合意の義務化が必要です。

全国知事会も地域住民への事前説明とその結果の国への報告を義務づける法整備を求めています。

(質問7) 石狩市は「石狩市風力発電ゾーニング計画書」を策定しています。このゾーニング計画は平成29年・30年の2年にわたり、環境省の委託事業として5700万円の補助金を受けて、専門家・市民・行政の協力のもと、「ゾーニング手法検討委員会」、3つの「作業部会」で協議して案をまとめ、パブリックコメントを募集し、「石狩市環境審議会」で審議をし、いくつもの市民参加手続きを経て策定されました。その結果、導入可能エリアの面積は陸域・洋上ともに0km²でまとめられました。

1) 石狩市(行政)は一般海域の洋上風力発電の促進区域に手挙げをしました。これは、市民参加手続きをないがしろにするものだと思いますが、どのようにお考えですか？

その通りです。日本共産党石狩市議団は、市長に対してこの問題を再三再四追及しています。洋上を含めた風車の乱立を、市が認めることが問題です。

2) 風力発電実施事業区域に「環境保全エリア」が堂々と含まれる計画をどう思いますか？

大問題です。石狩自らが環境保全を定めておきながら、反対のことを市の予算も使っているから推進することは、あまりに矛盾しています。今後も引き続き追及する立場です。

(質問8) 小型風力発電(1000kW未満)については、石狩市では「ガイドライン」によって風力発電設備の設置及び運用の基準が定められています。しかし、経産省に受理されたIDが転売されて、何度も同じ地番の説明会があることもあれば(売電単価55円/1kWh)、突然計画が持ち上がることもあり、住民にはわかりにくいものになっています。FITが転売ビジネスの温床になっていることについて、どう思いますか？

FITが転売ビジネスに悪用されることは問題です。すべての情報資料が住民の側に提供され、事実に基づいて検証される必要があります。